

# 公共事業の新たな執行体制について

(組織検討委員会 報告)

## 1. 新たな執行体制の概要

今後の事業費の動向をふまえ効率的に事業執行を行う観点から、**農林水産部地方機関の公共事業実施部門と土木部地方機関とを統合し、新たに県土整備事務所(仮称)を7圏域単位に設置する。**

統合する内容は、**農林振興センターで行っている公共事業すべての分野についての事業実施機能(実施設計、用地・換地、入札、施工管理、竣工検査等)と、土木建築事務所の機能全部。** なお、農林ソフト部門との連携を保つため、調査計画機能は新たな農林振興センター(東・西・隠岐)内に設置。

また本庁については、調整部門の強化、連携協議の実効性向上策等を行う。

## 2. 統合のメリット

住民からの意見、苦情等の窓口が一本化することにより、県民サービス向上が図られるとともに、わかりやすい組織となる。

ひとつの事務所に農・林・土木の情報が入り、その情報を計画段階に還元することにより、一体的な整備が今まで以上に効率的で円滑に進められる。

建設業界に対して、地域バランスや発注時期を調整した一元的な発注計画を示すことが可能となる。

職員の意識改革が進み、双方の技術ノウハウを持ち寄ることが容易となる結果、より質の高い施工が可能となる。

事業実施段階での各種調整が容易となる。

共通的な業務の人役(入札契約業務、工事検査等)を効率化できる。

業務用の公用車、備品等の稼働効率が上がり経費節減につながる。

今後の事業費減少により人員を削減していく中で、農林、土木単独の場合、現行の7圏域の事務所配置からさらに6以下への統合を検討しなければならなくなるが、地域密着体制確保や危機管理機能(水防、除雪、災害等)維持の観点からは問題がある。統合事務所として一定の事業量、人員を確保することにより、7圏域体制の維持が図られる。

## 3. 統合の実施時期：平成18年4月

なお、平成16年度対比で公共事業費の概ね半減を予定している平成20年度を目途に、土木事業所の執行体制や、漁港整備事業等の一体化を検討する。

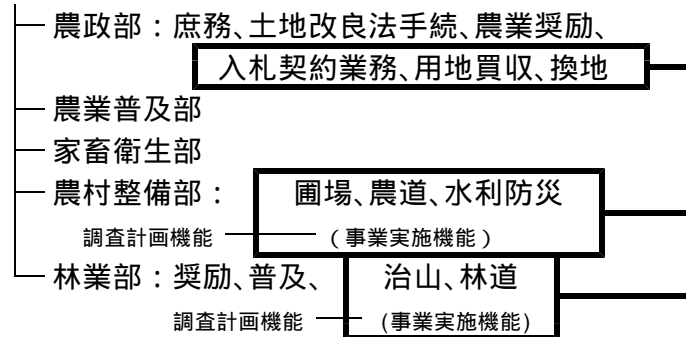
参考：一般公共事業費の試算(空港、ダム等プロジェクト分を除く。単位:億円)

	H16	H17	H18	H19	H20
農 林	286	239	210	170	130
土 木	651	571	450	380	330
合 計	937	810	660	550	460
H16対比		86%	70%	59%	50%

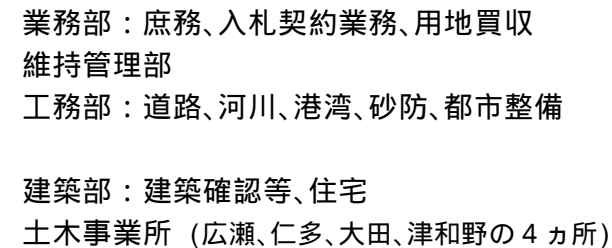
## 4. 現行の執行体制と再編案

### H 1 7 地方機関

#### 農林振興センター 7 圏域単位



#### 土木建築事務所 7 圏域単位



### H 1 8 地方機関

#### 新たな農林振興センター (松江、浜田、隠岐の3ヵ所)

- ・ 農政：庶務、土地改良法手続、農業奨励
  - ・ 地域農業普及
  - ・ 家畜衛生
  - ・ 公共事業の調査計画機能
  - ・ 林業：奨励、普及
- 農林事業所：地域農・林業普及 (雲南、出雲、県央、益田の4ヵ所)

#### 県土整備事務所(仮称) 7 圏域単位

- ・ 業務：庶務、入札契約業務、用地買収、換地
  - ・ 維持管理
  - ・ 土木工務：道路、河川、港湾、砂防、都市整備
  - ・ 農林工務：圃場、農道、水利防災、治山、林道
  - ・ 建築：建築確認等、住宅
- 土木事業所 (広瀬、仁多、大田、津和野の4ヵ所)